

上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券(以下「上場有価証券等」といいます。)の売買等⁽¹⁾を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

- ・上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「手数料などの諸費用について」に記載の売買手数料をいただきます。
- ・上場有価証券等を募集等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- ・外国証券の売買等にあたっては、外国金融商品市場等における現地手数料および公租公課その他の賦課金が発生します。
- ・外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等(以下「裏付け資産」)⁽²⁾といいます。)の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。一般に取引量の少ない銘柄は、上記のリスクがより高くなります。
- ・上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。一般に新興市場向けとされる市場では、上記のリスクがより高くなります。
- ・上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件または権利が付されている場合や増資等の場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- ・また、新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご留意ください。

外国証券のお取引にあたってのリスクについて

- ・外国証券は外貨を基準通貨としています。したがって、円から投資した場合には、外

国為替相場の変動によって、円換算した投資元本を割り込むことがあります。

- ・ 外国証券は、様々な国の発行者によって発行されます。したがって、その国の政治・経済・社会情勢の影響を受けることがあります。
- ・ 外国証券は、流通市場における売却が可能とされていますが、市場環境の変化等により流動性(換金性)が低くなる可能性があります。
- ・ 国内金融商品取引所に上場している外国株式等を除いて、大部分の外国証券は、日本の金融商品取引法におけるディスクロージャー制度の適用を受けていません。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ 取引所金融商品市場または外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎまたは代理
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎまたは代理
- ・ 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- ・ 上場有価証券等の売出し

当社の概要

商 号 等	松井証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 164 号
本店所在地	〒102-8516 東京都千代田区麹町 1-4 半蔵門ファーストビル
加 入 協 会	日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
資 本 金	119 億円 (平成 20 年 3 月末時点 5)
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立	昭和 6 年(1931 年)3 月
連 絡 先	顧客サポート 0120-953-006(03-5216-8628)

1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引および発行日取引は含まれません。

2 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

3 本書面上の各有価証券には、外国または外国の者の発行する証券または証書で同様の性質を有するものを含みます。

4 「航空法」「電波法」「放送法」「NTT 法(日本電信電話株式会社等に関する法律)」により、外国人等の保有比率が一定割合に制限されている銘柄は、外国人等のお客様の売買に制限はありませんが、証券保管振替機構において実質株主報告の対象外となります。権利確定日に当社でお預りしている場合でも、配当等の株主の権利を取得することができないので、株主としての権利を取得する際、名義書換を行う必要があります。あらかじめご了承ください。

ただし、外国人持株比率が制限を超えるとの理由で、名義書換が制限される場合があります。その際は、配当金等の権利が失われますのでご注意ください。

5 当社の資本金の額は、当社の資本政策または当社の発行する新株予約権の行使等により変動する場合があります。最新の内容については、当社 WEB サイト上でご確認ください。